

事 務 連 絡

平成 26 年 9 月 25 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
企画法令係

国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例（案）の送付について

「出産育児一時金等の見直しに伴う関係政令等の改正内容について」（平成 26 年 7 月 10 日事務連絡）でお知らせしましたとおり、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこと及び出産育児一時金の総額を 42 万円に維持することに伴い、別添のとおり、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例（案）を作成しましたので、貴管内市町村への周知等、特段の配慮をお願いいたします。

なお、条例参考例第 8 条に規定する健康保険法施行令（大正 15 年勅令 243 号）の規定を勘案して必要があると認めるときに加算することとされている額については、「1.6 万円」を基準とすることとしております。

また、本件については、別途、被用者保険の保険者が支給する出産育児一時金等について、政令改正が予定されていることから、正式な条例参考例については、当該政令の公布に併せ、追ってお示しする予定としております。